報告案の頁	該当箇所	意見
公的な電話	舌リレーサービスの提供の	条件・費用負担など
P. 7	①対象の通訳方法について	「手話言語」「文字」のいずれも対象とし てほしい。
P. 8-9	②利用者の範囲	電話の利用範囲と同等に、利用者の範囲を 限定せず、聞こえる・聞こえないを問わず、 通話の双方向化を進めてほしい。
P. 9-11	③利用用途や利用時間の制限	利用用途や内容に制限を設けないことと し、電話による本人認証も電話リレーサービ スによって可能としてほしい。
P. 11–14	④緊急通報の要件	できるだけ早く電話による緊急通報と同様 の利用環境の整備が必要である。電話リレー サービスにこだわらず、「手話言語」、「文 字」のいずれの方法でも緊急通報できる仕組 みを整備してほしい。 管轄省庁(警察庁・消防庁・海上保安庁) の違いがあっても通報方法は統一してほし い。
P. 14-16 P. 18-22	⑤利用時間・利用料金	24 時間 365 日の提供をしてほしい。 音声通話の利用料金と同程度の料金体系と してほしい。
P. 16–18		聴覚障害者情報提供施設は、聴覚障害の特性を把握し、これを踏まえた社会参加支援の役割を担い、福祉面だけでなく、手話言語の使用環境づくり、医療、就労・通信、ICT活とででである。とのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

P. 16-18		情報提供施設で担うことは無理があるが、24時間 365 日体制は、聴覚障害者情報提供施設とは別の事業体が担うこととする住み分けを行ってほしい。  聴覚障害者情報提供施設の個々の手話障害者の大変を担けなる手話するとのでである。  では、地域の個々のとので覚している手話するを用意では、地域のできるの特性をのでで、明面において、明治できる。  電話オペレーを利用する支援ができる。 電話サービスを利用に係る費用は、から出しい。 電話サービスの利用の際、サーズのよいできるシストが使えない。 電話を選択している関連財源からにているにしては、サービスの利用の際、サーズのより、の事業者をといるが、手話オペレーデスの利用の際、サーズのより、サービスの利用の際、サーズのより、サービスの利用の際、サーズのより、サービスの利用の際、サーズのより、サービスの利用の際、サーズムとができるシストができるシステムも取り入れてほしい。
P. 22-24		日本財団のモデル事業終了(2021年3月末)後、切れ目のないスムーズな移行を希望する。そのために、報告書をまとめられたワーキンググループと同様に国、関係団体、関係事業者、学識経験者等により構成された委員会により報告書の具体化を進めてほしい。日本財団のモデル事業終了後(2021年4月以降)は、電話リレーサービス事業の運営機構を設け、その中で利用者の意見が反映できる仕組みを確保してほしい。情報通信技術委員会で法改正を検討していくと思うが、きちんと取り組んでほしい。
オペレータ	ーとなり得る通訳者(手	話言語・文字)の要件等
P. 26-27	要件について	手話オペレーターについては、手話通訳 士・手話通訳者をベースとし、政見放送研修 会のように数日間の研修会を総務省主催で設 け修了証をもって資格付与としてはどうか。 文字オペレーターの要件については、要約 筆記と文字通訳の違いを見極め、慎重に検討 してほしい。

P. 27–29	② オペレーターとなり得る通 訳者(手話言語・文字)の 養成と確保について	養成のカリキュラム・ガイドラインは聴覚障害の当事者団体及び、全国手話通訳問題研究会・日本手話通訳士協会・全国手話研修センター等の関係団体から意見を聞き作成してほしい。 また、養成にかかる費用は、電話リレーサービス事業の関連財源から捻出できるよう国が責任をもって仕組みを作ってほしい。
	③ オペレーターとなり得る通 訳者(手話言語・文字)の 待遇について	通訳者の待遇は正職員として雇用することが望ましい。また非正規職員もしくは登録者派遣の方法で行うときは、手話通訳・要約筆記者の賃金・謝礼料に上乗せする賃金設定を最低基準として出すことが望ましい。